

別紙

答申(個)第55号

答 申

### 1 審査会の結論

公立大学法人島根県立大学理事長(以下「実施機関」という。)が審査請求人を本人とする個人情報に該当しないとして非開示とした決定については、原処分を取り消し、改めて開示決定等を行うべきである。

### 2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和5年2月17日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例(平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件開示請求の内容は、次のとおりである。

○年○月に、電子メール審議で開催された島根県立大学浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会(○年度第○回)のメール文面すべて。

(3) この請求に対して実施機関は令和5年3月2日付けで次のとおり決定(以下「本件決定」という。)を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

○年○月に、電子メール審議で開催された島根県立大学浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会(○年度第○回)のメール文面すべて

イ 決定内容

非開示決定

ウ 開示しない理由

担当者からの送信メールのみであり、組織的に共有しておらず、開示請求に係る個人情報は保有していない。

(4) 審査請求人は、この決定を不服として令和5年6月2日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和7年6月9日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

「開示しない理由」欄に記載されている理由と、処分の結論に不服があるため、「個人情報非開示決定処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 手続法上の違法(理由付記の違法)

第一に、理由付記の違法。実施機関は、「個人情報非開示決定通知書」の「開示し

ない理由」欄において「担当者からの送信メールのみであり、組織的に共有しておらず、開示請求に係る個人情報には保有していない」とのみ記載する。

一般に、行政決定の際に行政庁は「処分の根拠法条及び処分の基礎となった事実関係(処分原因)を具体的に示されなければならず、また「これらと行政を結びつける理由(狭義の理由)も示」すことが求められている(芝池義一『芝池義一行政法総論講義[第4版補訂版]』(有斐閣、2010年)312-313 ページ参照)。

しかしながら、今回の個人情報非開示決定処分において、実施機関は根拠法条をまったく示していない。

また、処分の基礎となった事実関係について、実施機関は「担当者からの送信メールのみである」とだけ記すのみで、それ以上の具体的事実の記載もなく、この事実がなぜ「組織的に共有して」いないことと結びつくのかについての理由(狭義の理由)は全く記されていない。の理由付記実施機関は行政決定の際に法が要求している理由付記義務をまったく履行していない。(原文ママ)

以上の理由から、本件処分が、理由付記の違法性を持つことは明白であると言わざるを得ない。

#### イ 実体法上の違法

実施機関は、「開示しない理由」欄において、「担当者からの送信メールのみであり、組織的に共有しておらず、開示請求に係る個人情報には保有していない」と主張している。いわゆる組織共用性(組織利用性)を否定する主張をおこなっているものではないかと思慮される。

しかしながら、○年度第○回浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会は、電子メール審議の形態で開催されたのであり、実施機関の主張によれば、これとは別に議事要旨も作成されていないのであるから、組織的に共用された第○回の公式な記録そのものである。

また、当該メールの送受信に関わった者は、○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○であると思慮される。これら関係者に議題の審議を求めたものである。メールの内容は、これら関係者に共用されており、組織共用性が存することは明らかである。

「担当者からの送信メールのみである」との記述が、具体的に何を指すのか明白ではないが、担当者から委員にメールを送り、委員から返答がなかったことを指すのだろうか。仮にそうだとすると、この主張は組織共用性を否定するどころか、担当者(○)がメールを送信したことにより、委員ら(○○、○○、○)と当該文書を組織的に共用した事実を示すことに他ならない。当該文書の組織共用性は明らかであり、実体法上も実施機関の主張は失当であることは明らかである。

#### ウ 弁明書が審査請求人の主張に事実上応答していない件について

審査請求人は2023年6月2日付けで審査請求をおこなった際に、詳細な理由と根拠を示し、処分庁がおこなった個人情報非開示決定処分(令和5年3月17日指令公法島第312号)の違法・不当性を指摘した。

ところが今回、処分庁が提出した弁明書(令和7年4月25日公法島第48号)では、審査請求人が指摘する論点についてほとんど弁明をおこなっていない。処分の際の理由とほぼ同内容の「弁明の理由」を付すのみである。

とりわけ、本事案の実体法上の最大論点である組織共用性に関する私の主張(「審査請求書」2-3頁)について処分庁は何らの応答もおこなっていない。

そもそも、不服審査手続に於いて弁明書と反論書の提出が制度化されている趣旨は、不服審査手続に当事者主義的要素を導入することにより、審査請求人と処分庁に攻撃・防御の機会を付与し、ひいては審理の公正を維持する点にある。

この趣旨に照らせば、「審査請求書に具体的に処分の違法性または不当性について記載がある場合」には、処分庁側は「これに対応する形で、処分が違法または不当ではないことを示す根拠または事実を処分時よりも具体的に示す」義務を負っていると解されるべきである。

今回処分庁は、審査請求人が主張する処分の違法性の主張にまったくといていいほど回答しておらず当該義務違反は明白である。不服審査手続の制度趣旨(当事者主義的要素の導入)を没却させかねない処分時の対応は遺憾だと言わざるをえない。

#### エ 処分庁の新たな主張について

今回、実施機関は「報告書案の内容確認を求めるものであり、文面には、審査請求人の個人情報記載されていない」との新たな主張を提起してきた(これは理由の差替、もしくは追完であり手続き法的に重大な問題をはらんでいるがここでは立ち入らない)。

当該メール文面には〇〇の個人名が記載されていないため、保有個人情報該当性が阻却されるとの主張かと思慮される。しかしながら、保有個人情報とは「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」(島根県個人情報保護条例1条1号括弧書)のであり、ハラスメント防止委員会にある「報告書案」、関連する苦情申立書、調査報告書等と照合すれば、当該メール記載の情報が保有個人情報に該当することは明白である。

#### オ 審査請求から弁明書の送付までに1年10ヶ月以上を要している件について

審査請求人は2023年6月2日に本件不服審査請求を行ったが、処分庁・審査庁による弁明書の提出・送付は2025年4月25日付けであり、実に1年10ヶ月以上の間、処分庁・審査庁は不服審査手続を懈怠していたことになる。この間、私は複数回にわたり審査庁・処分庁に対し不服審査請求手続を進めるよう求めていたにも関わらずである。

この点、処分庁は申請に対して「相当の期間」内に処分をおこなう法的義務を負っている(行政不服審査法第3条参照)。そして、この「相当の期間」とは、当該申請に基づく処分をするのに通常必要とされる期間とされている。

また、弁明書の標準処理期間は28日程度が一般的であることや、審査請求人に対して設定した反論書の提出期限が1ヶ月であったこととの均衡を考慮すると、行政庁・審査庁側の対応に違法もしくは不当と評価しうる不作為があったことは明白である。

る。この点についても、処分庁・審査庁には猛省を求めたい。

カ 本件審査請求を認容するとの裁決をあらためて求める

なお、行政不服審査法第50条は、裁決書の必要的記載事項を定めているが、審査庁には理由提示に関して、一般の行政処分で要求される理由付記の義務が妥当する。

さらには、審査庁には「その理由説明のためには、審査請求人が主張する事由に対応して、主文に到達した推論過程を明らか」にする義務も負っていることを指摘しておこう。

審査庁に課せられたかかる法的義務を踏まえ、詳細な理由付けを付した公正な裁決を求めるものである。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

当該処分は、本件個人情報開示請求の対象となった〇年〇月に電子メール審議で開催された島根県立大学浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会(〇年度第〇回)のメール文面を非開示としたものである。

当該メールは、当時の〇〇〇〇から浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会委員に宛てて、報告書案の内容確認を求めるものであり、文面には、審査請求人の個人情報は記載されていない。

よって、令和5年3月2日付の非開示の決定に違法及び不当な点はなく、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件対象個人情報及び審査の対象について

本件開示請求は、〇年〇月に、電子メール審議で開催された島根県立大学浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)のメール文面(以下「電子メール」という。)に記載された、審査請求人を本人とする個人情報の開示を求めるものである。

当審査会において見分したところ、電子メールには、ハラスメント対応に対する防止委員会の審議に関する記載が見受けられた。

実施機関は、電子メールに記載されている情報は、審査請求人を本人とする個人情報には該当しないとして非開示としていることから、当審査会においては、電子メールに記載された情報が審査請求人を本人とする個人情報に該当するか否かについて判断することとする。

##### (2) 条例第2条第1号について

条例第2条第1号において、個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)と規定されている。

本号の「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

また、本号の「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

「他の情報」には、公知(周知)の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれ、「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質等によって、個別に判断することが必要となる。

### (3) 審査請求人本人の個人情報該当性について

審査請求人は、ハラスメント防止委員会にある報告書案、関連する苦情申立書、調査報告書等と照合すれば、当該メール記載の情報が保有個人情報に該当することは明白であると主張している。

一方、実施機関は、当該メールは、当時の〇〇〇〇から浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会委員に宛てて、報告書案の内容確認を求めるものであり、文面には、審査請求人の個人情報は記載されていないと説明している。

上記(1)のとおり、当審査会において電子メールを見分したところ、ハラスメント対応に対する防止委員会の審議に関する記載が見受けられた。これらの記載のみでは、審査請求人を本人とする個人情報と判断することが困難であったため、実施機関に、さらなる説明を求めたところ、審査請求人が関係するハラスメント審議事案であることが確認できた。

したがって、電子メールは他の情報と照合することにより審査請求人を識別することができる情報であると認められ、審査請求人を本人とする個人情報に該当する。

### (4) 審査委員の除斥について

当審査会の籠橋有紀子委員は、島根県情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第5項及び島根県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第6条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。

### (5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

開示決定等の不服申立てがあった場合、当該不服申立てに係る裁決等をすべき実施機関は、条例第34条第1項の規定に基づき、特段の事情がない限り、遅滞なく当審査会に諮問しなければならないとされている。

しかるに、本件不服申立事案は審査請求から弁明まで1年10か月近くを要している。

この点について実施機関に確認したところ、不服申立てに係る事案の処理が特定の課に著しく集中しており、また、不服申立てに係る事案処理以外の業務が著しく繁忙な事情があったことが確認できた。ただし、簡易迅速な権利救済手段である不服申立制度の趣旨を踏まえると、今後は実施機関には開示決定等に対する不服申立てや諮問にあたり、迅速かつ的確な対応を望みたい。

(諮問第58号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 7年 6月 9日	諮問実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 7年10月23日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 7年11月27日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 7年12月25日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 8年 1月22日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 8年 2月19日 (審査会第5回目)	審議 (第1部会)
令和 8年 3月 5日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和 8年 3月26日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和 8年 4月16日 (審査会第8回目)	審議
令和 8年 5月 日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会 (～R8. 3. 31)
陶山 勲	弁護士	第1部会 (R8. 4. 1～)
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会

※本件諮問案件については、籠橋有紀子委員は審議に参加していない。